

横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金を“新たに”実施！

コロナ禍において光熱費・食材費などの物価高騰に直面している
子ども食堂等、市内の子どもの居場所に対し、支援金を交付します。



■ 支援額

	光熱費負担あり	光熱費負担なし
食事の提供を伴う	50,000 円	40,000 円
食事の提供を伴わない	15,000 円	—

※ 本支援金以外に、国、県等の地方公共団体、それらの外郭団体及びその他の公的団体等から物価高騰にかかる補助・助成等を受けている場合は、その額を差し引いて本支援金の支援額とします。

■ 対象となる取組

横浜市内において実施する、以下の全てに該当する取組とします。

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を実施しながら、主に子どもを対象に食事の提供や学習支援等を行う、身近な地域における子どもの居場所づくりを目的とした取組
- (2) 遅くとも令和4年12月末日時点で当該年度の活動実態がある、月1回以上の継続的な取組
- (3) 参加費が無料又は低廉（実費相当程度で子ども1回あたり300円以下を想定）であること
- (4) 活動内容、予定を事前に周知・公表していること
- (5) 食事の提供を伴う取組、光熱費の負担のある取組のどちらか、あるいは両方に該当すること
- (6) 食事の提供にあたっては、食品事故防止に努めるとともに必要な衛生管理を徹底すること。また、食物アレルギーを原因とした事故等の防止に努めること。

《対象外となる取組》 上記にかかわらず、対象外となる要件がございます。主なものは以下のとおりです。

- (1) 未就学の子と親が主な対象で、仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的とした取組
- (2) 地域住民・団体構成員の交流や親睦を主な目的とした取組
- (3) 営利目的又は特定の団体や個人のみが利益を受ける取組
- (4) 横浜市（区役所含む）から「委託を受けている事業」、及び「物価高騰に関する補助・助成を受けている事業」

《注意事項》

・国、他の地方公共団体、それらの外郭団体及び他の公的団体等から補助・助成を受けている取組も対象としますが、他の補助金の規定において当該補助金以外の交付を受けることを認められていない場合がありますのでご注意ください。

■対象となる団体

横浜市内において、身近な地域における子どもの居場所づくりを目的とした取組を自主的に行う団体・グループであり、単一の団体・グループであること、特定の政治活動又は宗教的活動に関する団体・グループではないこと等を要件とします。

■取組の対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

※遅くとも、令和4年12月末日時点で今年度の活動実態があり、取組を継続的に行うことが条件

■申請期限

令和5年2月10日（金）

■申請書類・方法

横浜市電子申請システムからアクセスしていただくか、横浜市 HP からダウンロードの上、E-mail 又は郵送で事務局までご提出ください。

・事務局：横浜市こども青少年局地域子育て支援課（045-671-4157）

・電子申請：以下の URL 又は二次元バーコードから読み込み、電子申請システムにアクセスしてください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/5e8ef122-2e9e-4509-897a-763b95520754/start>

・E-mail：kd-kodomoibasyo@city.yokohama.jp

・郵送：〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10
こども青少年局地域子育て支援課



お問合せ先	
横浜市こども青少年局地域子育て支援課長 廣瀬 綾子	Tel 045-671-4776

横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金 《募集案内》

コロナ禍において光熱費・食材費などの物価高騰に直面している、子ども食堂等市内の子どもの居場所に対し、支援金を交付します。

※詳細はホームページに掲載している交付要綱を必ずご確認ください。

1 対象となる団体

横浜市内において、身近な地域における子どもの居場所づくりを目的とした取組を自主的に行う団体・グループであり、単一の団体・グループであること、特定の政治活動又は宗教的活動に関する団体・グループではないこと等を要件とします。

2 対象となる取組

横浜市内において実施する、以下の全てに該当する取組とします。

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を実施しながら、主に子どもを対象に食事の提供や学習支援等を行う、身近な地域における子どもの居場所づくりを目的とした取組。
- (2) 遅くとも令和4年12月末日時点で当該年度の活動実態がある、月1回以上の継続的な取組。
ただし、荒天やその他のやむを得ない事情により開催できなかった場合は、この限りではありません。
- (3) 参加費が無料又は低廉（実費相当程度で子ども1回あたり300円以下を想定）であること。
- (4) 活動内容、予定を事前に周知・公表していること。
- (5) 食事の提供を伴う取組、光熱費の負担のある取組のどちらか、あるいは両方に該当すること。
- (6) 食事の提供にあたっては、食品事故防止に努めるとともに必要な衛生管理を徹底すること。また、食物アレルギーを原因とした事故等の防止に努めること。

《対象外となる取組》 上記にかかわらず、対象外となる要件がございます。主なものは以下の通りです。

- (1) 未就学の子と親が主な対象で、仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的とした取組
- (2) 地域住民・団体構成員の交流や親睦を主な目的とした取組
- (3) 営利目的又は特定の団体や個人のみが利益を受ける取組
- (4) 横浜市（区役所含む）から「委託を受けている事業」、及び「物価高騰に関する補助・助成を受けている事業」

【注意事項】

・国、他の地方公共団体、それらの外郭団体及び他の公的団体等から補助・助成を受けている取組も対象としますが、他の補助金の規定において当該補助金以外の交付を受けることを認められていない場合がありますのでご注意ください。



3 取組の対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

※遅くとも、令和4年12月末日時点で今年度の活動実態があり、取組を今後継続的に行うことが条件

4 支援額

	光熱費負担あり	光熱費負担なし
食事の提供を伴う	50,000 円	40,000 円
食事の提供を伴わない	15,000 円	-

※ 本支援金以外に、国、県等の地方公共団体、それらの外郭団体及びその他の公的団体等から物価高騰にかかる補助・助成等を受けている場合は、その額を差し引いて本支援金の支援額とします。

5 申請期限

令和5年2月10日（金）

6 申請書類

- (1) 「横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金申請書兼実績報告書」
- (2) 「横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金事業概要書」
- (3) 活動の内容が分かる書類（参加募集チラシやホームページの写しなど）

※ 交付決定後に「横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金請求書」を提出していただきます。

7 申請方法

横浜市電子申請システムからアクセスしていただくか、横浜市 HP からダウンロードの上、E-mail 又は郵送で事務局までご提出ください。

・事務局：横浜市こども青少年局地域子育て支援課（045-671-4157）

・電子申請：以下の URL または二次元バーコードから読み込み、電子申請システムにアクセスしてください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/5e8ef122-2e9e-4509-897a-763b95520754/start>

・E-mail：kd-kodomoibasyo@city.yokohama.jp

・郵送：〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10 こども青少年局地域子育て支援課



8 その他

- 事業に関する書類は令和5年度から5年間(令和10年3月31日まで)保存してください。
- 支援金の交付を受けた団体等は、団体等の名称と取組の概要を横浜市こども青少年局のウェブサイト等を通じて公表する予定です。



問い合わせ先

横浜市こども青少年局地域子育て支援課

担当：高瀬、横林

電話：045-671-4157

E-mail：kd-kodomoibasyo@city.yokohama.jp